

残余利益方式を導入、類似業種比準方式は廃止へ

非上場株式の評価方法見直しの具体的な方向性が明らかに

非上場株式の通達による評価方法の見直しの具体的な方向性がみえてきた。国税庁は令和8年8月20日、「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」（第5回目）のなかで原則的評価方式として「残余利益方式（インカムアプローチ）」を導入する案を示した。これは評価会社の“簿価”純資産に将来数年分の超過収益を加減算して株式を評価するというもの。年数は将来5年分が有力だ。国税庁によると、現行の小会社を中心に税負担は軽くなる一方で、大会社や高収益の会社は税負担が増すことになるもようだ。残余利益方式の導入に伴い現行の類似業種比準方式は廃止される。会議では、この案に反対する有識者の委員が一部にみられたものの、その他多数の委員は概ね賛成していることが明らかとなっている。そのほか今回の会議では現行の純資産価額方式や配当還元方式の見直しの具体的な方向性なども示された。特集では、国税庁への取材に基づき非上場株式の評価方法見直しの具体的な方向性をお伝えする。

「簿価」純資産に「将来5年分の超過収益」を加減算して株式を評価

有識者会議は、会計検査院の指摘（本誌1051号40頁）を踏まえ、取引相場のない株式（非上場株式）の相続税評価について、適正な評価制度の在り方を検討するために本年4月から開催されているものである（本誌1120号9頁、1126号40頁、1130号40頁等参照）。8月20日に開催された第5回目の会議では、今回の有識者会議の事務局である国税庁により、国税庁の考える非上場株式の評価方法の見直しの方向性が明らかにされた。

具体的にみると、評価方式間におけるかい離による租税回避スキームの横行などに対処するため、現行の大会社・中会社・小会社といった評価会社の規模に応じた評価体系（類似業種比準方式）を廃止して、評価方式の一本化がなされる方向となった。より広い範囲

の会社を対象とする原則的評価方式として、会社の規模によらず評価会社全体の価値を算定するインカムアプローチである「残余利益モデル」（残余利益方式）が採用される方向だ。

新たに採用される「残余利益方式」は、評価会社の“簿価”純資産をベースとしつつ、評価会社の収益力を株価に反映させるというものである（図表1・2参照）。

具体的には、評価会社の“簿価”純資産に将来数年分の超過収益（＝残余利益）を加減算したうえで一定のしんしゃく率を乗じることにより株価を算定する。年数に関して有識者である委員から5年分がよいのではないかという意見があったことや国税庁への取材などを踏まえると、年数は将来5年分となる見込みだ。以下その5年分を前提とすると、将